

第2号様式

年 月 日

江戸川区長 殿

所在地（住所）

商号または名称

役職・責任者名

印

守 秘 義 務 誓 約 書

弊社は、「江戸川区新庁舎建設工事に関するサウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」）という」で得た江戸川区の機密情報に関して、裏面の記載事項を遵守することを確約し本書を提出します。

また、本サウンディングにおいて、江戸川区関係者（職員・議員・再開発関係者・地元権利者・町会等）への接触は一切行いません。

(定義)

第1条 本書でいう機密情報とは、口頭、書面もしくは電子情報その他の開示の方法を問わず、サウンディングのために江戸川区から弊社に対して開示される一切の情報をいいます。

(機密保持)

第2条 弊社は、機密情報について厳に機密を保持し、サウンディングのためにのみ使用するものとし、これを第三者に開示もしくは漏洩しません。ただし、サウンディング目的での利用に限り当社が委託する第三者に必要最小限で開示することとしますが、その際には委託する第三者にも本誓約書と同等の守秘義務を課します。

(機密情報の開示)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の機密保持には当たりません。ただし、弊社は、当該要求を速やかに江戸川区に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的に取り得る手段があるときは、その手段をとるべく努力するものとしします。

- 一 江戸川区から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- 二 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
- 三 法令や政府機関の規則等により開示が要求されたもの
- 四 書面により江戸川区の承諾を得たもの

(善管注意義務)

第4条 弊社は、江戸川区から提供を受けた機密情報が、江戸川区または当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、江戸川区または情報提供者の業務または事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、機密情報を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

(損害賠償)

第5条 弊社は、故意または過失により本書に違反して江戸川区または第三者に損害を与えた場合には、江戸川区または第三者に対してその損害を賠償します。

(機密情報の返還)

第6条 弊社は、江戸川区から機密情報の返還請求を受けたときは、江戸川区から開示された機密情報の全てを、そのあらゆる形態の写しを含めて、速やかに返還します。ただし、返還が物理的に不可能な場合には、江戸川区の同意を得て、廃棄・消去するものとしします。